

# 島根県農業近代化資金取扱要領

平成14年9月2日  
農発第237号

農業近代化資金に関する取扱いについては、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）、島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年1月9日島根県規則第1号。以下「利子補給規則」という。）及び農業近代化資金に関する利子補給契約書（以下「契約書」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

## 第1 資金の貸付条件

### 1 貸付対象者

農業近代化資金の貸付対象者は、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業者」という。））であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満

たす者を含む。)

(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(エ) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること。

a. 事項

㊦ 団体の目的

㊧ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㊨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㊩ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

㊦ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

㊧ 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

㊨ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㊩ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

㊪ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的な経理（収益と経費のプール計算）を行っていること。

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合は、法人に組織変更する旨の目標を

- 有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。
- (イ) 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）
- ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの
- ケ 次の要件をすべて満たす任意団体（以下「特認任意団体」という。）
- (ア) 当該団体の地域内（1集落以上の区域をいう。）にアの(ア)、イ、ウ、エ及びカの者（以下、「認定農業者等の担い手」という。）がいない場合であって、かつ、組織として一元的な経理（収益と経費のプール計算）により農業経営を行っている協業経営組織であること。
- (イ) 組織の代表者、意思決定の方法等についてキの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有していること。
- (ウ) 次の要件をすべて満たし、認定農業者等の担い手の新たな育成に関する計画書（様式第1号添付書類）を作成していること。
- ① その活動によって、当該地域において、認定農業者等の担い手を概ね5年以内に育成することが確実に認められること。
- ② 地域の担い手として育成しようとする者の候補者を選任していること。
- ③ 担い手になることを目指す農業者の個別経営計画（農地の集積計画、土地利用計画、機械整備・活用計画）の策定を含めた担い手育成の取組みを定めていること。
- ④ ③の取組み等について随時会合を開催すること。
- (2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
- ア 法令違反や不祥事がないこと。
- イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと。
- ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
- エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- オ 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
- キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。
- (3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの
- (4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの
- ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

- イ 農業共済組合
- ウ 土地改良区及び土地改良区連合
- エ たばこ耕作組合
- オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）
- なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、令第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。
- ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの
- ケ 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従つた規約を有しているもの（(1)のキの(7)、ク及びケに該当するものを除く。）
- (7) 事項
- ① 団体の目的
  - ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
  - ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
  - ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法
- (1) 基準
- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
  - ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

## 2 特認任意団体への指導等

- (1) 県は、1のケのウに定める認定農業者等の担い手の新たな育成に関する計画の作成及びその実現に関し指導を行うこととする。
- (2) この計画期間（変更された場合には変更後の計画期間）において当該計画を達成できない場合においては、その計画内容が実施されるまで、新たな農業近代化資金の貸付は行わないこととする。

## 3 融資機関

- (1) 農業近代化資金の融資機関は、次に掲げる者のうち利子補給規則第3条に基づき島根県知事と利子補給契約を締結している者とする。
  - ア 島根県内に主たる事務所が存する農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）
  - イ 島根県内に店舗を持つ銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「銀行」という。）
- (2) 各融資機関の融資先は、それぞれ次のとおりとする。

農協及び銀行

- ア 農業者
- イ 農業を営まない法人（総合農業協同組合を除く。）
- ウ 任意団体

## 4 資金使途

農業近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

- (1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け
  - ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）
    - なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。
  - イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。）
  - ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）
  - エ 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。以下「小土地改良資金」という。）
  - オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウからオまで及びオまでに掲げるものについては

貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者、農業サービス事業者、農業参入法人並びに集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。)

- (ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）
- (ロ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (ハ) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (ニ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (ホ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (ヘ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
- (ヘ) (ア)から(ヘ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金

- (ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であつて、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る農業近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

- (イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

② 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

- ① その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として都道府県知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。
- ② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合
  - (ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金  
この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

- ③ ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合
  - (ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金  
この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。
- (2) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け
  - ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金
  - イ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）  
診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

5 貸付限度額

- (1) 農業近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。
  - ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人及び1の(1)のキの(ア)、ク及びケに掲げる農業を営む任意団体にあつては、2億円
  - イ アに掲げる者以外の農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したものにあっては、表1の額

表1

作 目	限 度 額	
	5,000万円	1 億 円
酪 農	常 時 5 頭以上	常 時 15 頭以上
肉 用 牛	常 時 5 頭以上	常 時 15 頭以上
繁 殖 牛	常 時 20 頭以上	常 時 40 頭以上
肥 育 豚	常 時 50 頭以上	常 時 120 頭以上
採 卵 鶏	常 時 500 羽以上	常 時 3,000 羽以上

採肉鶏	常時	500羽以上	常時	5,000羽以上
果樹園		50 a 以上		100 a 以上
温室	実面積	5 a 以上	実面積	10 a 以上
その他	知事が特に必要と認めたもの			

ウ 1の(1)のオの農業参入法人に対する貸付にあつては、1億5,000万円

エ 1の(1)に掲げる者でアからウ以外のものに対する貸付けにあつては、1,800万円

ただし、1の(1)のアに掲げる者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合、個人にあつては別途1,800万円まで借り受けることができるものとする。

オ 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付けにあつては、15億円

(2) (1)のイに規定する貸付限度額の承認を受けようとする融資機関の長（本資金の貸付決定の権限が与えられている農協の従たる事業所の長又は最寄りの銀行の本支店長を含む。以下同じ。）は、農業近代化資金貸付限度額特認申請書（様式第17号）を農林水産振興センター所長（隠岐支庁長を含む。以下同じ。）に提出する。

農林水産振興センター所長は、この申請について適当と認めたときは、承認する旨をこれに記載して融資機関の長に交付する。

なお、(1)のエの後段に規定するものについては、農業近代化資金貸付限度額特認申請書の提出は必要ないものとする。

(3) (1)のイの表1に規定する作目以外で貸付限度額の承認を受けようとする融資機関の長は、農業近代化資金貸付限度額特認申請書（様式第18号）を農林水産振興センター所長に提出する。農林水産振興センター所長は、これに意見を付して知事に協議する。知事は、審査の結果、適当と認めたときは、農林水産振興センター所長に通知し、農林水産振興センター所長は、承認する旨をこれに記載して融資機関の長に交付する。

## 6 償還期限及び据置期間

農業近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

貸付対象者	認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業協同組合等	
	償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原則	15	7	15	3	17	5	15	3
果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10	2

例 外	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—	—

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農業協同組合等とは、1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) 令第2条ただし書において、2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限のうち最も長いものとされているが、この場合において償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。

## 7 貸付利率

- (1) 農業近代化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

### (2) 認定農業者等に対する助成

(1)に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災利子助成事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

## 8 融資率

- (1) 農業近代化資金の融資率は、原則として事業費（自家資材費及び自家労賃等を除く。）の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

### (2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合等（ただし、4の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

### (3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合（4の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り適用するものとする。

## 9 貸付金額の単位

貸付金額は万円単位とし、1件当たりの貸付最低限度額は原則として20万円とする。

## 10 償還

- (1) 償還方法は、各年2回まで、各回元本均等償還とし、各回の償還額の単位は千円とする。  
各年の据置期日及び償還期日は6月25日又は12月25日のうち、いずれか又は両方である。
- (2) 繰上償還金は、直近の約定償還日の償還予定額から順次充当する。
- (3) 資金の借入後、当該事業について国、県又は市町村からの補助金の交付若しくは他の制度資金の貸付を受けた場合は、その額に相当する額を最終の約定償還日の約定償還予定額から順次充当する。
- (4) (2)及び(3)に係る償還額を充当した後の額に、千円未満の端数を生じないように留意する。

## 第2 利子補給承認に係る審査

利子補給承認に当たっては、次に掲げる事項等に留意して審査を行うものとする。

### 1 貸付対象事業

- (1) 県の農業振興施策にそったものであること。
- (2) 農業の生産性の向上に役立つものであること。
- (3) 農業経営の近代化に役立つものであること。
- (4) 過大投資にならないものであること。
- (5) 事業実施の時期が適当なものであること。
- (6) 公害問題の生ずるおそれのないものまたは解決されたものであること。

### 2 借入申込書

借入申込書に次の必要な書類が添付又は既に提出されていること。また、借入申込書に不実の記載があり、又は必要な事項について記載されないものがある場合は不承諾とすることができる。

なお、各必要書類についての留意事項は表2のとおりとする。

#### (1) 個人施設

設計図書、見積書、カタログ、建築確認通知書写、定款規約等

#### (2) 共同利用施設

上記個人施設に要するものの外、貸借対照表、業務報告書、試算表、管理規定議事録、増資に関する議事録等

表2

必要書類	留意事項
ア 設計図書	<p>(7) 次のものについては、1級建築士又は、2級建築士による設計であること。ただし、〔 〕内規模以上のときは、1級建築士でなければならない。</p> <p>① 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で延べ面積が30㎡〔延べ面積300㎡高さ13m又は、軒の高さが9m〕を超えるもの</p> <p>② 延べ面積が100㎡（木造の建物にあつては300㎡）を超え、又は階数が3以上の建物〔延べ面積1,000㎡を超え、かつ階数が2以上の建築物〕</p> <p>③ 建築物の増築、改良が①又は②を超えるもの</p> <p>④ 貸付対象外施設と貸付対象施設を併設する場合の建築物</p> <p>(4) (7)以外の建築物については、建築士以外の者が設計した各階平面図、立面図（正面図、側面図…2面）でもよい。</p>
イ 見積書	<p>(7) アの(4)に該当する場合は、工事施工者等により品名、数量、単価、金額及び有効期限が明記された内訳書があること。</p> <p>(4) 果樹等および家畜の育成資金の見積書には貸付対象期間が明記されていること。</p>

ウ カタログ	農機具、自動車等についてはカタログが添付されていること。
エ 建築確認通知書	次のものについては、建築確認通知書が添付されていること。 (ア) 都市計画区域内での建構築物。ただし、防水地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内のものは除く。 (イ) 木造の建構築物の場合、3階以上又は延べ床面積が500㎡を超えるもの (ウ) 木造以外の建構築物の場合、2階以上又は延べ床面積が200㎡を超えるもの (エ) 特殊建築物（集会所、診療所等）で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの

注1 小土地改良事業については位置図、図面及び見積書が添付されていること。

注2 アの(ア)については、工事が設計図書どおり実施されているかいないかの確認も1級建築士又は2級建築士でなければならない。

注3 高さ13m、軒の高さ9m又は延べ面積3,000㎡をこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を木造としてはならない。

注4 設計図書とは、建築工事実施のために必要な図面、及び仕様書をいう。

注5 「延べ面積」、「高さ」、「軒の高さ」又は「階級」とはそれぞれ建築基準法第92条の規定により定められた算出方式によるものをいう。

### 3 経営改善資金計画等

農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）の経営改善資金計画及び共同利用施設の事業計画については、次の事項について審査するものとする。

- (1) 新規取得施設と現有施設を併せ、合理的な施設の規模能力等のバランスがとれるものであること。
- (2) 経営収支計画は、無理がなく余裕のあるものであること。
- (3) 設備資金と運転資金を併せ、資金の調達が合理的に行われるようになっていること。
- (4) 償還計画は、借入金全体について可能な計画が確立されていること。
- (5) 経営規模が家族労働力等からみて適正であり、また経営能力があるものであること。

### 4 農業機械を導入する場合

#### (1) 農業機械の選定

「農業機械型式検査」、「農業機械安全鑑定」又は「農業機械安全性検査」の対象機種を導入する場合は、型式検査に合格し、安全である旨の鑑定が行われ、又は安全性検査に合格したのから選定する。

なお、対象機種でない機種を導入する場合は、その使用実績等を出来る限り把握し、安全と確認されたものであれば選定対象とする。

また、利用規模面積が農業経営指導指針（平成30年9月島根県農林水産部発行）VI-1-1(2)により算出した機械の作業負担面積相当のものを選定対象とする。

#### (2) 経営改善の達成

経営改善資金計画又は補助事業の計画書等により経営改善の達成が見込まれるか判断するものとする。

#### (3) トラクターに関する留意事項

車輪式の乗用型トラクターであって、機関出力15馬力以上のものを導入する場合は、安全キャブ又は安全フレームを装着したものを対象とする。

ただし、専らハウス内又は果樹園等で使用し、かつ、安全キャブ又は安全フレームを装着した

状態では作業に支障をきたす場合については、当分の間、安全キャブ又は安全フレームを装着していない場合においても選定の対象として差し支えない。

なお、機関出力15馬力未満のものについても、できるだけ安全フレームが装着されたものを対象とする。

#### 5 下取りと値引きの取扱い

「下取り」がある場合はその下取り価格は全額自己資金とし、「値引き」がある場合は値引後の事業費を融資対象とする。

なお、「下取り」と「値引き」が同時に行われ「下取り」分と「値引き」分が区分できない場合は「値引き」と見なすものとする。

### 第3 借入手続

#### 1 共通事項

##### (1) 利子補給の承認

農林水産振興センター（隠岐支庁を含む。以下同じ。）での利子補給の承認は、農協又は銀行が行う融資に対して毎月1回定期的に行う。

##### (2) 利子補給承認前の施行

貸付対象事業の利子補給承認前施行については、5の場合を除き、原則として認めないものとする。ただし、適期を逸する場合で、やむを得ない事由があるときは、これを認める。この場合の手続きは次のとおりとする。

ア 借入予定者は、農業近代化資金の借入に必要な書類（農業を営む者の場合にあつては、基本要綱に定められている借入申込希望書兼経営改善資金計画書等、農業を営む者で第1の4の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合及び農業を営まない者の場合にあつては、農業近代化資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）をいう。以下同じ。）に農業近代化資金事業事前施行届書（様式第23号の2。以下「事前施行届書」という。）を添付して融資機関の長に提出する。

なお、第1の1の(1)のウに規定する目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者にあつては、上記に加え、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものに関する証明書の写しを融資機関の長に提出するものとする。

イ 融資機関の長は、農業近代化資金事業事前施行承認申請書（様式第23号）に事前施行届書及び農業近代化資金の借入に必要な書類の写しを添付して農林水産振興センター所長に提出する。

ウ 農林水産振興センター所長は前記ただし書に該当すると認める場合はこれを承認する。なお、事前施行承認日目の着工は一切認めないものとする。

エ 融資機関の長は、事前施行承認があつた場合、速やかに利子補給承認申請を行うものとする。なお、融資機関の長は承認前施行制度の趣旨を踏まえ、迅速な事務処理に留意する。

##### (3) 各種帳票の記入方法

融資機関の長の作成する各種帳票については、別に定める農業近代化資金関係報告書作成要領により記入する。

#### 2 農協及び銀行から借り入れる場合

##### (1) 借入申込

この資金の借入申込の手続は、農業を営む者にとっては、基本要綱及び「農業経営改善関係資金基本要綱の取扱いについて」（平成14年9月2日付け農発第212号。以下「基本要綱取扱い」という。）に定めるところにより行うものとする。ただし、農業を営む者で第1の4の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合及び農業を営まない者にとっては、この要領で定める借入申込書を作成し融資を申し込もうとする融資機関の長へ提出して行うものとする。

また、5による借り入れを希望する場合は、農林水産省経営局長が別に定めるところにより行うものとする。

なお、第1の1の(1)のウに規定する目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者については、上記に加え、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものに関する証明書の写しを融資機関の長へ提出するものとする。

#### (2) 融資機関の長の審査と利子補給承認申請

融資機関の長は前項の借入申込について審査し、適当と認める事業について、農業近代化資金利子補給承認申請内訳書（様式第1号別紙）を作成し、借入申込書の写しを添付して、農業近代化資金利子補給承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）とともに、基本要綱に定める経営改善資金計画の最初の借入申込の場合は、原則として毎月15日（12月承認分にあつては5日）、その他の借入申込の場合は、毎月7日（12月承認分にあつては1日）までに農林水産振興センター所長に提出する。ただし、農業を営まない者の場合であつて、補助残融資及び市町村の利子補給（市町村単独の利子補給制度を除く。）がある場合は、あらかじめ市町村の意見を聴くものとする。

#### (3) 農林水産振興センター所長の審査と利子補給の承諾

ア 審査は書類審査を原則とするが、必要に応じ、現場調査、経営検討又は関係機関からの意見の聴取等を行うこととする。

なお、農業を営む者で第1の4の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合又は農業を営まない者の場合であつて、借入申込金額が300万円以上のもの（補助残融資で事前に農業近代化資金の借入について協議されている場合は除く）及び特に必要があると認められるものについては、島根県農業近代化資金制度審査会設置要領（平成12年7月27日付け農発第154号）による審査会の意見を尊重することとする。

イ 農林水産振興センター所長は、審査の結果承諾しなかったものについてその理由を付し、融資機関の長に通知する。

ウ 農林水産振興センター所長は、審査の結果承諾したものについては、農業近代化資金利子補給承諾書（様式第2号。以下「承諾書」という。）を融資機関の長に交付するとともに、承諾内容を関係市町村長に通知する。なお、農林水産振興センター所長は利子補給を承諾する旨の決定を行った場合は、承認申請書をその月の20日（12月にあつては10日。その日が休日の場合はその前日。）までに農林水産部農業経営課長（以下「課長」という。）に提出する。

#### (4) 貸付決定と貸付実行報告

ア 課長は電子計算機処理システムに係るデータ交換を行っている融資機関の長（以下「オンライン融資機関の長」という。）以外の融資機関の長（以下「オフライン融資機関の長」という。）に対し、所要事項を記入した農業近代化資金貸付実行報告書（様式第3号。以下「貸付実行報告書」という。）に所要事項を記入して送付する。

イ 融資機関の長は、承諾書を受理したのちに貸付決定を行い、貸付実行したときは、オフライン融資機関の長にあっては直ちに貸付実行報告書に所要事項を記入して毎月10日までに課長に提出し、オンライン融資機関の長にあっては直ちに貸付実行データの入力を行う。

ただし、5の場合において、利子補給承認前に貸付けを行ったときは、承諾書を受理したのちに貸付実行報告書に所要事項を記入して毎月10日までに課長に提出する。

ウ 融資機関の長は、貸付実行を、承諾書に記載された貸付予定年月までに行うこととする。ただし、事業実施に長期間の工期を要する等の特別の事情がある場合で、事前に農業近代化資金貸付実行延期報告書（様式第13号）を、農林水産振興センター所長を経由して課長に提出した場合に限り、必要最小限の範囲で貸付実行を延期することができる。

エ 課長は、貸付実行が未報告である場合は、利子補給を承認した月の翌々月から貸付予定年月（貸付実行が延期されている場合はその年月）まで、農業近代化資金貸付実行報告未報告者一覧表（様式第19号）を農林水産振興センター所長を経由して、当該融資機関の長に送付する。

オ 農林水産振興センター所長は、貸付予定年月を経過しても農協長等が貸付実行を行わなかった場合は、当該利子補給の承認を取り消し、農業近代化資金利子補給承認取消通知書（様式第20号）により融資機関の長に通知する。

### 3 借入辞退

借入申込者が、利子補給の承認を受けた案件について借入を辞退しようとする場合、農業近代化資金借入辞退届（様式第22号の2。以下「借入辞退届」という。）を融資機関の長に提出する。

融資機関の長は、農業近代化資金借入辞退届送付書（様式第22号）に借入辞退届及び承諾書の写しを添付して、農林水産振興センター所長を経由して課長に提出する。

課長は、農業近代化資金借入辞退届の提出があった場合、島根県農業信用基金協会長（以下「基金協会長」という。）にその写しを送付する。

### 4 債務保証

#### (1) 債務保証の手続

農業近代化資金の借入に伴う債務保証申込、債務保証委託申込、債務保証承諾及び貸付実行後に係る債務保証事務手続については、基本要綱、基本要綱取扱い及び基金協会長が別に定めるところによる。

なお、債務保証委託申込書は、融資機関の長から基金協会長に送付する。

#### (2) 農業近代化資金代位弁済報告書

基金協会長は、代位弁済が発生したときは、1月1日から6月30日までの間（以下「上期」という。）に発生した案件にあっては、7月10日までに、7月1日から12月31日までの間（以下「下期」という。）に発生した案件にあっては1月10日までに農業近代化資金代位弁済報告書（様式第21号）により、知事に報告する。

#### (3) 債務保証制度の活用

融資機関の長は、この資金の貸付けに当たり債務保証制度を活用し、担保及び保証人徴求の緩和に努める。

### 5 クイック融資

(1) クイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）による融資審査の手続等については、「クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代

化資金の融資手続等について（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知）」によるものとする。

- (2) 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第3の3の(1)により委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、農林水産振興センター所長に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付けを行うことができる。
- (3) 受任融資機関等は、クイック融資による借入れを希望する者に対し、利子補給が承認されない場合には、第1の7の貸付利率が変更されることがあることについて、事前に説明しておくこととする。
- (4) 受任融資機関等は、クイック融資による貸付決定を行った場合、当該決定を行った営業日中に農林水産振興センター所長に対し通知することとする。

#### 第4 事業計画等の変更について

##### 1 事業計画の変更

###### (1) 農業近代化資金事業計画変更承認申請書

借入申込者は、農業近代化資金の利子補給の承諾を受けた案件について、事業計画を変更しようとする場合で、その変更の内容が次に掲げる事項に該当するときは、農業近代化資金事業計画変更承認申請書（様式第10号。以下「事業計画変更承認申請書」という。）を、融資機関の長に1部提出する。

- ア 事業費の20%を越える変更
- イ 借入金額の変更
- ウ 施設の構造の変更
- エ 機器の銘柄・型式・馬力の変更
- オ 資材・機器又は施設の設置場所の変更
- カ 購入先及び施工業者の変更

###### (2) 融資機関の長の審査

融資機関の長は、受理した事業計画変更承認申請書について、内容を審査し、適当と認めた場合は、事業計画変更承認申請書を保管する。

また、融資機関の長が、適当と認めない場合は、事業計画変更承認申請書の融資機関の長の意見欄にその理由を記載し保管の上、その写しを添付して借入者に通知する。

##### 2 利子補給承諾内容の変更

###### (1) 農業近代化資金利子補給変更承認申請書

融資機関の長は、農業近代化資金の利子補給の承諾を受けた事項について内容を変更しようとするときは、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（様式第11号。以下「利子補給変更承認申請書」という。）を農林水産振興センター所長に提出する（事業計画変更承認申請書が借入申込者から提出されている場合は、その写しを添付する。）。

なお、この資金の貸付実行前又は貸付実行後に変更承認申請できる事項は次のとおりとする。

ただし、減額貸付実行による異動、これにもとづく約定償還予定額の変更及び貸付利率の改定に伴う変更等については、貸付実行報告により行うので、利子補給変更承認申請書を提出する必要はない。また、繰上償還に伴う約定償還期限の変更についても、利子補給変更承認申請書を提出する必要はない（この場合は、農業近代化資金個別残高異動報告書（様式第6号。以下「個別

残高異動報告書」という。)により報告する。))。

なお、第一回目の約定償還日が到来した後の約定償還額の変更については、残る期間の毎回の約定償還予定額に千円未満の端数が生じないように考慮する。

ア 貸付実行前に変更承認申請できる事項

- (ア) 取引先番号、氏名、複数借入区分
- (イ) 使途区分、特例区分、貸付利率、利子補給率
- (ウ) 資金種類、細目コード及び施設機械区分コード
- (エ) 据置期間、償還期限（期間又は期限の延長は、災害又は(2)に定める場合以外はできない。）
- (オ) 約定償還予定額

イ 貸付実行後に変更承認申請できる事項

- (ア) 取引先番号、氏名、複数借入区分
- (イ) 据置期間、償還期限（期間又は期限の延長若しくは中間据置の設定は、災害又は(2)に定める場合以外はできない。）
- (ウ) 約定償還額

(2) 償還猶予

ア 償還猶予の種類

災害等により償還ができなくなった場合、償還猶予措置として据置期間の延長（約定の据置期間に引き続いて据置期間を延長すること）、中間据置の設置（償還期間中に元本の償還期日を延期すること）及び償還期限の延長（約定の償還期限を延長すること）ができるが、令第2条及び第1の6に定められた期限又は期間を越えることはできない。

イ 償還猶予の対象は、次のいずれかの場合とする。

- (ア) 災害により被害を受けた場合
- (イ) 知事が必要に応じて特に設定した要件に該当する場合

(3) 農林水産振興センター所長の審査

農林水産振興センター所長は、受理した利子補給変更承認申請書について、内容を審査し、適当と認めた場合は、農業近代化資金利子補給変更承認書（様式第12号。以下「利子補給変更承認書」という。）を当該融資機関の長に交付するとともに、利子補給変更承認書の写しを課長に提出する。

## 第5 資金の管理等

1 貸付対象事業の完了期間

本資金を借り入れた農業者等（以下「借入者」という。）の貸付対象事業の完了期間は、貸付実行日から原則として6ヶ月以内とする。

ただし、工事期間が長期にわたる場合、果樹等及び家畜の育成資金のほか長期運転資金を借り入れる場合の完了期間については、貸付実行日から原則として1年以内とする。

2 別段貯金口座による経理及び資金の使途確認

融資機関の長は、借入者に対して当該資金を支払うに当たり、原則として借入者の別段貯金口座に貸付金を自己資金とともに受け入れた後、必要の都度、当該貸付対象施設等に係る代金であることが明記された請求書及び納品書等支払いに関する一連の書類を必ず徴求し、その使途を確認した上で、口座摘要欄に使途を具体的に記載してこれを払い出す。

ただし、果樹等及び家畜の育成資金のほか長期運転資金の支払に当たり、口座引落・振込を用い

た場合の使途確認の方法については、口座の記録と収支の実績を示す貸借対照表、損益計算書、青色申告書等を対照することにより使用状況を確認することをもって代えることができる。

### 3 貸付対象事業完了報告

#### (1) 農業近代化資金貸付事業完了確認報告書

借入者は、農協が自ら供給する以外の貸付対象事業については、その完了後速やかに農業近代化資金貸付対象事業完了報告書（様式第14号。以下「事業完了報告書」という。）を当該融資機関の長に提出する。融資機関の長は、農協が自ら供給する以外の貸付対象事業については、事業完了報告書等に基づき事業の完了を確認し、事業完了報告書を保管する。また、農協が自ら供給する貸付対象事業については、自ら事業の完了を確認する。融資機関の長は事業の完了を確認後、速やかに農業近代化資金貸付対象事業完了確認報告書（様式第15号。以下「事業完了確認報告書」という。）を農林水産振興センター所長に1部提出する。

なお、農林水産振興センター所長は、事業完了確認報告書を受領後、その写しを毎月10日までに課長に提出する。

#### (2) 農業近代化資金貸付対象事業完了確認報告書未提出者一覧表

農林水産振興センター所長は、貸付実行後において事業完了確認報告書が未提出である場合は、当該報告書が提出されるまで農業近代化資金貸付対象事業完了確認報告書未提出者一覧表（様式第4号）を当該融資機関の長に送付する。

#### (3) 農業近代化資金融資率超過承認申請書

農林水産振興センター所長は、事業完了確認報告書により事業完了状況を掌握し、この報告に基づき、農業近代化資金融資率超過承認申請書（様式第16号）が提出された場合は、審査の上、適当と認めるものについてこれを承認する。

### 4 融資期間中の報告等

(1) 借入者は、融資期間中に、貸付対象者の資格に異動が生じる場合、融資対象物件を廃棄、譲渡、使用目的を変更するなど使用状況を変更する場合は、事前に融資機関の長に報告しなければならない。

(2) 融資機関の長は、融資期間中は(1)の状況を注視し、状況に変化があった場合は農林水産振興センター所長に報告し、必要な指示を受けなければならない。また、(1)の報告を受けた場合も同様とする。

## 第6 利子補給金の請求

### 1 個別残高異動報告

(1) 課長は、個人ごとの融資残高を確認するため、農業近代化資金個別残高通知書（様式第5号。以下「個別残高通知書」という。）を上期にあつては、5月10日現在で作成し6月1日までに、下期にあつては11月10日現在で作成し12月1日までに、オフライン融資機関の長に送付する。

(2) オフライン融資機関の長は、個別残高通知書を6月末日又は12月末日現在における貸付金元帳と照合し、償還による異動について個別残高異動報告書を作成し、上期分にあつては7月10日までに、下期分にあつては1月10日までに課長に提出する。

(3) オンライン融資機関の長は、償還による異動があつたときは、直ちに異動データの入力を行う。

### 2 農業近代化資金利子補給金総括表及び農業近代化資金利子補給金明細書

課長は、各期ごとに農業近代化資金利子補給金総括表（様式第8号。以下「利子補給金総括表」という。）及び農業近代化資金利子補給金計算明細書（様式第9号。以下「利子補給金計算明細書」

という。)を作成し、融資機関の長に送付する。

### 3 農業近代化資金利子補給金請求書

融資機関の長は、利子補給金総括表及び利子補給金計算明細書の内容を審査し、上期にあつては7月31日までに、下期にあつては1月31日までに農業近代化資金利子補給金請求書(様式第7号)を知事に提出する。

## 第7 その他

### 1 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金(交付金を含む。以下同じ。)の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため農業近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第1の8の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 農業近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、農業近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

### 2 融資状況調査

- (1) 農林水産振興センター所長は、農業近代化資金融資制度の適正な運営を期するため、前年度中に利子補給の承認を行った案件について、融資機関の長に対し、毎年度、次の事項について融資状況調査を行う。
  - ア 手続が、法、令、利子補給規則、契約書、本要領その他関係法令等に合致しているか
  - イ 事業内容が本要領等に合致しているか
  - ウ 借入申込書の内容どおり事業が実施されているか。また、事業計画又は利子補給承諾内容に変更があった場合、適正な手続きがされているか
  - エ 貸付金又は導入施設が、申請目的どおり使用されているか
  - オ その他、課長又は農林水産振興センター所長が必要と認める事項
- (2) 課長は、必要に応じて、(1)のアからオまでに掲げる事項について、融資状況調査を行うことができる。
- (3) 課長及び農林水産振興センター所長は、調査の結果、必要があれば融資機関の長に対し、適正な指導を行う。
- (4) 農林水産振興センター所長は、農業近代化資金融資状況調査報告書(様式第25号)に、農業近代化資金融資状況調査票(様式第24号)を添付し、毎年3月20日までに課長に報告する。

### 3 コードの管理

課長は、別に定める「農業近代化資金コード表」を設定管理し、コードの新設、変更又は廃止を行ったときは、速やかに関係機関に通知する。

#### 附 則

この要領は、平成14年9月1日から適用する。

#### 附 則 (平成15年4月1日付け農発第20号)

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成16年5月7日付け農第253号)

この要領は、平成16年5月7日から適用する。

#### 附 則 (平成17年4月1日付け農第273号)

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

**附 則** (平成18年6月14日付け農第500号)

この要領は、平成18年5月1日から適用する。

**附 則** (平成19年11月26日付け農第1252号)

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

**附 則** (平成20年5月22日付け農第308号)

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

**附 則** (平成20年10月30日付け農第1110号)

この要領は、平成20年10月16日から適用する。

**附 則** (平成21年3月3日付け農第1595号)

この要領は、平成21年3月3日から適用する。

**附 則** (平成21年6月9日付け農第432号)

この要領は、平成21年5月29日から適用する。

**附 則** (平成22年4月12日付け農第60号)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

**附 則** (平成23年4月1日付け農第109号)

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

**附 則** (平成24年4月6日付け農第373号)

この要領は、平成24年4月6日から適用する。

**附 則** (平成24年5月14日付け農第376号)

この要領は、平成24年5月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則** (平成24年8月15日付け農第916号)

この要領は、平成24年8月15日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

**附 則** (平成25年4月1日付け農第80号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年8月26日付け農第840号)

この要領は、平成25年8月26日から施行し、平成25年6月8日から適用する。

**附 則** (平成26年4月1日付け農第48号)

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についての改正後の島根県農業近代化資金取扱要領の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成26年8月8日付け農第740号)

この要領は、平成26年8月8日から施行する。

**附 則**（平成27年 5月13日付け農第235号）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成27年 6月 1日から施行する。ただし、第 7の 1の(3)の規定は、平成27年 4月 1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に島根県信用農業協同組合連合会理事長が貸し付けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年 9月14日付け農第819号）

この要領は、平成27年 9月14日から施行し、平成27年 6月 2日から適用する。

**附 則**（平成28年 5月 2日付け農第204号）

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

**附 則**（平成30年12月10日付け農第1340号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年12月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前に農業近代化資金の利子補給承認が行われたものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年 4月22日付け農第151号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年 4月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の改正後の規定は、平成31年 4月 1日から適用し、同日前に承認された農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（令和 2年 4月28日付け農第132号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2年 4月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の改正後の規定は、令和 2年 4月 1日から適用し、同日前に承認された農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（令和 3年 4月30日付け農第147号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 3年 4月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の改正後の規定は、令和 3年 4月 1日から適用し、同日前に承認された農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（令和 4年 9月28日付け農第405号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 4年 9月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の改正後の規定は、令和 4年 4月 1日から適用し、同日前に承認された農業近代化資金に

係る利子補給については、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年5月11日付け農第251号）

- 1 この要領は、令和5年5月11日から施行する。
- 2 この要領の改正後の規定は、令和5年4月1日から適用し、同日前に承認された農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。